

おおもり

令和5年5月20日発行 通巻第321号

法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2023.4.5.6



香川日蓮橋より 撮影者：縣 伸幸



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **大森法人会**

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



INDEX

夏のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
・ ようこそ新しいお仲間	
・ お出かけください	
顔	4
・ 株式会社アシスト 山崎 聡 氏	
TAXインフォメーション	6
令和5年度事業計画書・予算	8
地球温暖化対策報告書提出企業一覧	9
ひろば	10
トピックス	14
・ FROM大田区/日本政策金融公庫から	
ジャストワンワード	15



桜の開花時期が年々早くなっている。地球温暖化の影響だろう！今年も、満開の時期に天気恵まれずシャッターがなかなか切れずにいた。たがこの日は、通勤途中のわずかな時間だけ、晴れ間が現れ、春風もおさまり、日蓮橋から呑み川の水面を見ると、桜のトンネルが続いていました。やはり、この時期は心が和み、爽快な気持ちになります。
「桜! さくら! 咲き誇る!!」残り最後の「春色」をすべての人に魅せてあげてください。 縣 伸幸

おおもり法人ニュースの表紙写真を募集します！大森のまちの魅力を再発見できる自然の風景や、街中をテーマにご応募お待ちしております。



夏のカレンダー

6月

6日(火)	第13回通常総会 池上本門寺 朗峰会館
9日(金)	源泉部会研修会 15時00分～17時00分
14日(水)	★決算法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
16日(金)	公益社団法人広島西南法人会 通常総会
21日(水)	★1日でわかる経理セミナー 10時30分～16時30分 法人会館研修室

6/12 源泉所得税(5月分)納税

6/30 4月決算法人の確定申告と納税

6/30 10月決算法人の中間申告と納税

6/30 社会保険料(5月分)納付



7月

10日(月)	署定期異動発令
7/10	源泉所得税(6月分)納税
7/31	5月決算法人の確定申告と納税
7/31	11月決算法人の中間申告と納税
7/31	社会保険料(6月分)納付



8月

2日(水)	★新設法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
9日(水)	★決算法人説明会 13時30分～16時30分 法人会館研修室
8/10	源泉所得税(7月分)納税
8/31	6月決算法人の確定申告と納税
8/31	12月決算法人の中間申告と納税
8/31	社会保険料(7月分)納付



★印のイベントは一般の方も参加できます。

詳しくは事務局03(3751)4484までご連絡ください。

※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。
※各行事については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

ようこそ 新しいお仲間

大森法人会
1月～3月 入会者(敬称略)



(有)三和商会

大田区大森西4-7-24

花山 進

〈大森西第2地区〉

(株)恭和SL

大田区山王2-1-8 山王アーバンライフ416

村山 和正

〈山王第1地区〉

(有)ケミカルバスター

大田区池上4-29-15 ウイングコート池上2F

神野 忠明

〈池上第2地区〉

フレンド(株)

大田区東海4-3-1 東京海貨センター4F

塩谷 竜太

〈城南地区(東海)〉



Membership
データ

令和5年3月末現在
管内法人数 7,782社
大森法人会員数 1,440社

お出かけください

★第13回通常総会

6/6(火) 会場 池上本門寺 朗峰会館

公益社団法人大森法人会の第13回通常総会を開催予定です。

※ご欠席の場合は委任状をご返送お願い致します。

★新設法人説明会

(新しく会社を設立した法人が対象)

5/31(水)13:30～16:00 会場 大森法人会館 研修室

8/2(水)13:30～16:00 会場 大森法人会館 研修室

★決算法人説明会

(決算をむかえる法人が対象)

6/14(水)13:30～16:00 会場 大森法人会館 研修室

8/9(水)13:30～16:00 会場 大森法人会館 研修室

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となる場合がありますので、ホームページをご確認お願い致します。

税金クイズ



次の問題に番号で答えてください。
あなたの税知識は？

A

節電対策として事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えました。その取り換えに係る費用は、修繕費として処理してよいか(LEDランプへの取替により、電気代の削減、寿命の長期化等の効果が得られる)。

- ① 修繕費で良い
- ② 資本的支出として資産計上が必要

B

適格請求書(インボイス)の交付義務が免除される公共交通機関による旅客の運送で3万円未満かどうかの判定は、一商品(切符1枚)ごとの金額で判定する。○か×か。

- ① ○
- ② ×

C

永年勤続にあたり、表彰対象の従業員に一定金額の範囲内で自由に品物を選択させ、その希望の品物を購入の上、永年勤続者表彰記念品として支給しています。この場合、その金額が多額でなければ源泉課税しなくてもよいか？

- ① 源泉所得税の課税の対象となる
- ② 源泉所得税の課税の対象とならない

D

大正15年に清涼飲料税が新設されました。この清涼飲料税は、ある条件を満たした清涼飲料水だけに課税されました。その清涼飲料水はどれでしょうか？

- ① サイダー
- ② オレンジジュース

※ 答えは15ページに

山崎 聡

株式会社アシスト 代表取締役

**法人会も仕事も縁でつながっています。
仕事柄、縁を大切にしたいと常々思っています。**

今号の「顔」は株式会社アシスト代表取締役の山崎聡さん(46)です。今年5月、大森法人会青年部会長に就任しました。青年部会をどう舵取りしていくのか、その意気込みを聞きました。

法人会青年部会の「3本柱」

全国の青年部会の取り組みとして、3本の柱があります。「部会員増強運動」、「租税教育活動」、「財政健全化のための健康経営(法人会版健康経営)」の3つです。当青年部会でも、その3本柱を軸に取り組む必要があると考えています。

まず、青年部会員増強運動については、なかなか進まない所もありますが、引き続き取り組んでいくことで大森法人会自体の会員増強にも繋がることなので大事にしたいと考えています。

租税教育活動は、子どもたちに税の仕組みや大切さ、税の使われ方を知ってもらい、将来しっかりと納税してもらおうという活動です。こちらは佐藤啓一前部会長の功績もあり、現時点でもしっかりと取り組みが出来ていると感じています。区内の各小学校に赴き6年生を対象とした租税教室を女性部会の方とも協力しながら行っていますし、年1回ではありますが大田区の法人会青年部会が合同で行う「O-TAX(オータックス)トレジャーハンティング」という校外租税教室も行っています。

私が部会長となり最も重視するのが、比較的新しい取り組みでもある3つ目の健康経営です。経産省をはじめ色々な所で推進している健康経営という考えですが、「法人会版健康経営」とはどういうものなのかを広めていき、それを各企業で実践してもらう為に何ができるかを考えているところです。

法人会版健康経営では、年々増えている社会保障の負担を、将来を担う子どもたちに押し付けることがないように、私たちの世代が健康でいて、健康寿命を伸ばし、医療費を軽減しようという考えです。今年3月には一般会員にも案内を出し、講師を招いての健康経営に関する講

習会を実施しましたが、このような取り組みを継続的に進め、青年部会だけでなく当会全体に法人会版健康経営の考えを広めていけたらと考えています。

法人会での思い出

12年前に大森北で創業いたしました。事業が少し落ち着いた頃、何かの会に入ろうと考えた際に1番最初に頭に浮かんだのが法人会でした。前職の会社でも法人会に加入していましたが、他地区で同じように独立した仲間も法人会に入っていたので、大森法人会に入会することを決めました。青年部会には、2017年の新年賀詞交歓会で誘われ、徐々に活動をするようになりました。

青年部会活動としての思い出を2つ挙げます。一つは、2018年秋の「公開講座」です。当時の中川浩夫部会長から、私を含む新人の4人が担当に指名され、講師の選定から当日の会場運営まで一任されました。当日は、下町ボブスレーの委員長をされていた当会の國廣愛彦氏に講師となってもらい講演を行いました。展示用のボブスレーを会場に入れるのに問題が発生したり、講演が時間通りに運ばなかったりと、大変だったこともありましたが、とても良い経験になりました。尚、その時の担当の3人とは今でも良い仲間です。

もう一つが、昨秋に行った「O-TAXトレジャーハンティング」です。大森が幹事の順番でしたので、私が実行委員長となり事業を進めました。第5回の節目ということもあり、新しい試みを模索した10か月となりました。元々は、野外でのクイズ形式の宝探しゲームだったものを、天候に左右されない屋内にし、税を絡めたワークショップ型のカードゲームという形に落ち着きました。当日は「羽田イノベーションシティ」のハネダ PiOの会場を使わせて貰ったのですが、ここに決まった経緯としては、コロナ禍でありあまり使用されていないという実行委員会での意見を参考に決定いたしました。大森だけでなく、雪谷、蒲田のそれぞれの青年部会員とも交流を図れ、そして多くの協力があつたからこそ実施できた事業だったと思います。



顔

人に顔あり、街にも顔あり

今号の顔は何を語るか…

優しい「顔」

社長の顔、父の顔などさまざまありますが、どの場面でも怒らず、心を穏やかにするように心掛けています。出身は福岡県北九州市です。父親は県内では有名な眼鏡販売会社で働いていたのですが、私が小学生の頃に突然、独立しました。客商売なので、職場ではニコニコしていましたが、家でも感情的に怒るようなことはないのですが、内心はすぐにイライラするような父でした。子供だと敏感に分かってしまうんですね(笑)私も父に似てか、昔から感情的に怒ることはほとんどなかった反面、20代くらいまではすぐに苛立つような性格でした。

受験失敗後の浪人生の時に、親の知り合いで中学の先輩だった人から誘われ上京する事になりました。そこが葬儀会社だったのですが、詳しい仕事内容など知らずに働き始めました。そのまま社員となり16年勤め、独立したのですが、そこも父の影響なのか、いつかは独立するものだと自然と思っていました。あと沢山の方が独立を後押ししてくれたので、その方々には今でも感謝しています。中学3年生の息子にも、将来は自分で会社を作ろう、その為には多くの人と出会うことが大事だよと話しています。

仕事が葬祭業ということで、昔からお坊さんと話す機会が多かったのですが、色々なお話を聞くにつれ、ご縁を大事する、心を穏やかにするという事を学べたような気がします。イライラすると判断を誤ってしまいがちなので、社員にもどんな時にもイライラしたら良くない結果になるよと話しています。社員にも、子供にも穏やかであってほしいと思っていますので、まずは自分が率先してそういう顔を見せないといけなくて毎日を過ごしています。

青年部会に入ってから趣味がゴルフになりました。ただミスをするとうちにイライラしてしまうので、そこは精進が足りないなあと反省しています(笑)

創業地に大森を選んだのは偶然でしたが、前の会社で城南地区を担当していた事からゆかりはありました。落ち着いた街で交通の便が良い所だというイメージ

でした。青年部会に入ってから地元の色々な飲食店に連れていってもらったので、今では一番飲み歩きやすい街は大森と池上になりました(笑)



▲O-TAXトレジャーハンティング 於 羽田イノベーションシティ

■プロフィール

山崎 聡(やまさき さとし)
1976年10月26日生まれ

- 1992年
福岡教育大学附属小倉中学校卒業
- 1995年
福岡県立小倉南高等学校卒業後、
都内の葬儀会社に就職
- 2011年
株式会社アシスト設立
- 大森法人会青年部会長
- 趣味
ゴルフ、サッカー
スキューバダイビング
- 株式会社アシスト
東京都大田区大森北4-8-1
ユアサ大森ビル1F
電話 03-5764-2233
FAX 03-5764-2234

(インタビュー)

- ・岡本 勝子 ・石井 幸恵
- ・安野 徹洋 ・縣 伸幸

(文)

- ・西村 隆太

TAX information

インボイス制度について、今一度ご確認ください

重要 適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報(氏名・法人名・登録番号など)は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



- 1** ○適格請求書の交付
取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。
- 2** ○適格返還請求書の交付
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。
- 3** ○修正した適格請求書の交付
交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。
- 4** ○写しの保存
交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります(事業者免税点制度の適用はありません。)

- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容提	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合(※1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合(※1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合(「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。)
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合(法人の場合)
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑤ 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



check!

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

○ 消費税の申告について

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

○ 税率について

標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）です。
軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）です。

○ 簡易課税制度について

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、納税地の所轄税務署長へ事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。

簡易課税制度を適用するときの事業区分およびみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

➤ 免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を選択する場合の特例

免税事業者の方が登録に合わせて簡易課税制度を適用しようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を登録を受けた日を含む課税期間の末日まで※に提出すれば、その登録を受けた日から簡易課税制度の適用を受けることができます。

※例：令和5年10月1日に登録を受ける個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

➤ さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達、Q&A、オンライン説明会（全国どこからでも参加可能）、税務署等の説明会開催情報、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等も掲載しています。

○ 制度についての一般的な質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
インボイス制度に関する一般的なご相談は「インボイスコールセンター」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く。）



インボイス制度
特設サイト



チャットボット
はこちらから

(国税庁法人番号 7000012050002)

2023.1

事務負担軽減?
補助金も?



インボイス制度、支援措置があるって本当!?

本当です! そのための税制改正が行われました!
令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されています!

税負担軽減?

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?
インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?
少額取引はインボイス不要って?
少額な値引き・返品は対応不要?

財務省リーフレット



令和5年度事業計画書

I 令和5年度活動理念

「地域の発展と活力ある公益社団法人をめざして」

- (1) 公益法人制度に適合した、さらなる組織基盤の整備充実
- (2) 地域企業経営支援のためのサービス機能の充実
- (3) 地域社会の発展のため、連携・協調による地域社会貢献活動の展開
- (4) 全法連において決定された新たな「法人会の理念」を意義あるものにするため取組む
- (5) 法人会自主点検チェックシートの普及と企業コンプライアンスの確立に寄与する

II 基本方針

(税務行政への協力)

1. 税務当局との連絡協力を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努めるとともに、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。
さらに具体的取り組み策を検討し、e-Tax制度の普及拡大に努める。

(租税負担の合理化)

2. 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徹すとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(記帳と経理知識の普及)

3. 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会の研修室を活用し経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに誠実な記帳と適正な申告の普及と指導に努める。

(地域社会貢献)

4. 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会的使命を果たすため、地域社会との一層の連携・協調を図るとともに、組織の強化に取り組む。

(会務運営の円滑化)

5. 会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、とくに会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。



昨年の総会風景



令和5年度 収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益的事業会計	収益事業等会計	法人会計	本年度合計	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部						
i. 経常増減の部						
(i) 経常収益						
1. 基本財産運用益	0	0	0	0	0	0
(1) 基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0
2. 特定資産運用益	10,000	0	0	10,000	10,000	0
(1) 特定資産受取利息	10,000	0	0	10,000	10,000	0
(2) 特定資産受取賃借料	0	0	0	0	0	0
3. 受取会費	11,267,200	7,323,680	9,577,120	28,168,000	28,946,400	△ 778,400
(1) 正会員受取会費	11,080,000	7,202,000	9,418,000	27,700,000	28,500,000	△ 800,000
(2) 特別会員受取会費	187,200	121,680	159,120	468,000	446,400	21,600
4. 事業収益	900,000	50,000	0	950,000	1,010,000	△ 60,000
(1) 研修会事業収益	900,000	0	0	900,000	900,000	0
(2) 全法連保険推進事業収益	0	0	0	0	0	0
(3) その他事業収益A	0	0	0	0	60,000	△ 60,000
(4) その他事業収益B	0	50,000	0	50,000	50,000	0
5. 受取補助金	13,116,400	1,700,000	0	14,816,400	15,500,300	△ 683,900
(1) 全法連助成金	13,016,400	300,000	0	13,316,400	14,000,300	△ 683,900
(2) 都道府県連補助金	100,000	1,400,000	0	1,500,000	1,500,000	0
(3) その他の補助金	0	0	0	0	0	0
6. 受取負担金	485,000	4,947,000	797,000	6,229,000	6,234,000	△ 5,000
(1) 青年部会負担金	80,000	732,000	432,000	1,244,000	1,232,000	12,000
(2) 女性部会負担金	120,000	605,000	110,000	835,000	847,000	△ 12,000
(3) 源泉部会負担金	0	425,000	255,000	680,000	685,000	△ 5,000
(4) 総会等負担金	0	1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0
(5) 支部負担金	285,000	1,685,000	0	1,970,000	1,970,000	0
7. 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
(1) 受取寄付金	0	0	0	0	0	0
8. 雑収益	700,000	900,000	101,000	1,701,000	1,651,000	50,000
(1) 受取利息	0	0	1,000	1,000	1,000	0
(2) 広告料収益	700,000	0	0	700,000	700,000	0
(3) 雑収益	0	900,000	100,000	1,000,000	950,000	50,000
経常収益計	26,478,600	14,920,680	10,475,120	51,874,400	53,351,700	△ 1,477,300
(ii) 経常費用						
① 事業費	30,280,390	15,765,940		46,046,330	46,426,789	△ 380,459
給料手当	11,350,500	1,466,400		12,816,900	12,076,400	740,500
臨時雇賃金	80,500	10,400		90,900	90,700	200
退職給付費用	289,800	37,440		327,240	204,075	123,165
福利厚生費	1,771,000	228,800		1,999,800	1,995,400	4,400
旅費交通費	1,073,500	1,883,600		2,957,100	3,235,750	△ 278,650
通信運搬費	2,838,200	139,000		2,977,200	2,975,200	2,000
減価償却費	456,000	85,800		541,800	541,800	0
消耗品費	1,200,900	771,000		1,971,900	2,039,900	△ 68,000
修繕費	120,000	50,000		170,000	170,000	0
印刷製本費	3,415,350	259,400		3,674,750	3,915,800	△ 241,050
燃料費	120,750	15,600		136,350	136,050	300
光熱水料費	450,000	187,500		637,500	637,500	0
賃借料	125,000	110,000		235,000	405,000	△ 170,000
リース料	1,380,000	575,000		1,955,000	1,955,000	0
保険料	720,000	300,000		1,020,000	1,115,000	△ 95,000
諸謝金	1,702,000	270,000		1,972,000	1,972,000	0
租税公課	662,200	111,800		774,000	774,000	0
会議費	1,535,500	5,759,500		7,295,000	7,702,500	△ 407,500
委託費	0	150,000		150,000	150,000	0
支払負担金	809,000	3,225,000		4,034,000	4,044,000	△ 10,000
支払手数料	440	0		440	12,864	△ 12,424
雑費	179,750	129,700		309,450	277,850	31,600
② 管理費			5,725,560	5,725,560	5,810,675	△ 85,115
給料手当			1,283,100	1,283,100	1,223,600	59,500
臨時雇賃金			9,100	9,100	9,300	△ 200
退職給付費用			32,760	32,760	20,925	11,835
福利厚生費			200,200	200,200	204,600	△ 4,400
旅費交通費			537,900	537,900	572,250	△ 34,350
通信運搬費			256,000	256,000	258,000	△ 2,000
減価償却費			58,200	58,200	58,200	0
消耗品費			15,000	15,000	45,000	△ 30,000
修繕費			30,000	30,000	30,000	0
印刷製本費			203,100	203,100	233,200	△ 30,100
燃料費			13,650	13,650	13,950	△ 300
光熱水料費			112,500	112,500	112,500	0
賃借料			0	0	40,000	△ 40,000
リース料			345,000	345,000	345,000	0
保険料			180,000	180,000	195,000	△ 15,000
租税公課			86,000	86,000	86,000	0
会議費			1,230,000	1,230,000	1,230,000	0
委託費			270,000	270,000	270,000	0
支払負担金			390,000	390,000	390,000	0
支払寄付金			0	0	0	0
渉外慶弔費			100,000	100,000	100,000	0
表彰費			0	0	0	0
支払手数料			350,000	350,000	350,000	0
雑費			23,050	23,050	23,150	△ 100
経常費用計	30,280,390	15,765,940	5,725,560	51,771,890	52,237,464	△ 465,574
当期経常増減額	△ 3,801,790	△ 845,260	4,749,560	102,510	1,114,236	△ 1,011,726

「令和4年度地球温暖化対策報告書」提出会員企業一覧

東京都への「地球温暖化対策報告書」提出にご協力いただきありがとうございます。
 環境分野の柱として、法人会が東京都と連携して取り組んでいるこの制度は、中小規模事業者の自主的な取り組みによる温暖化防止の実現と、中小企業者向け省エネ促進税制の減税の要素を含んでいます。令和5年度も引き続き皆様ご協力の程よろしくお願い致します。
 公益事業委員長 志村 政彦



株式会社 アクセサリーコンプレックス
 インシナー工業 株式会社
 株式会社 上森測量設計事務所
 有限会社 エス・ティー・ワールド
 大森駅ビル 株式会社
 大森クローム工業 株式会社
 公益社団法人 大森法人会
 有限会社 岡本製作所
 株式会社 オズタック
 木内弘美税理士事務所
 協和工業 株式会社
 クリアパルス 株式会社
 小松ばね工業 株式会社
 株式会社 齊藤木工所
 株式会社 三和電機製作所
 シールエンド 株式会社
 株式会社 志村精機製作所

城南道路 有限会社
 株式会社 新国際観光
 精工電機 株式会社
 袖田工業 株式会社
 大志技研 株式会社
 株式会社 大電工
 株式会社 ダイニチ
 有限会社 太陽精器製作所
 大和鋼機 株式会社
 株式会社 高千穂
 株式会社 玉子屋
 中央電機設備 株式会社
 株式会社 佃浅商店
 株式会社 ティーエム・カンパニー
 東海塗装 株式会社
 株式会社 東辰
 有限会社 日軽急送

株式会社 ニッケンフーズ
 ニッシン・ジャパン 株式会社
 平賀機械工業 株式会社
 株式会社 ファーストピース
 フィーサ 株式会社
 有限会社 福田印刷所
 有限会社 富士精機製作所
 ブルーライン 株式会社
 株式会社 豊栄
 株式会社 丸都ユニホーム
 丸良興業 有限会社
 ミツル電気 株式会社
 株式会社 宗川工務店
 メディカルテック 株式会社
 矢野口自工 株式会社
 合資会社 山田屋葬儀社
 計50社



提出者にはSDGsのバッジを配布しております。

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500k以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください!

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

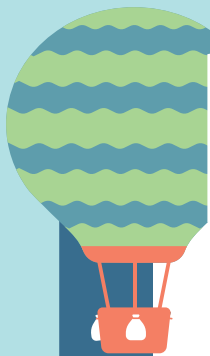
主税局 環境減税

検索



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091



役立つ情報と話題を現場からお届けします…

● 新年賀詞交歓会

日時 ▶ 1月18日(水)

場所 ▶ セルリアンタワー東急ホテル B2ボールルーム

参加人数 ▶ 138名



2023年最初の事業「新年賀詞交歓会」が1月18日(水)午後6時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて、コロナ禍のため3年ぶりに開催いたしました。

感染者数はいまだ増加傾向にあることから着席形式を採用。当日は、大森税務署長 潮見様をはじめ各界の代表18名の方々をご来賓にお迎えし、会員(120名)と共に令和5年の新春を寿ぎました。



お楽しみ福引会では、青年部会役員の進行で豪華景品の抽選結果発表が行われ、大変な盛り上がりを見せました。





● 実務セミナー「決算書読み解きトレーニング」

日時▶2月14日(火) 場所▶法人会館研修室

参加人数▶23名

講師▶財務コンサルタント 坂井 沙紀 氏

「楽しく学ぶ決算書分析」と題し、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の基礎をしっかりと解説いただきました。



● 法人税確定申告書の見方・書き方講座(全5回)

日時▶2月15日(水)～3月15日(水)

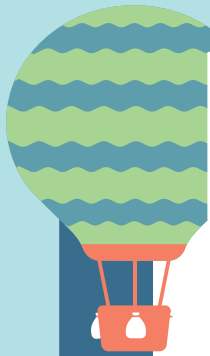
場所▶法人会館研修室

参加人数▶11名

講師▶大森税務署 宮西 上席

「企業の健康診断書、読めますか!?!」法人税確定申告書の“どこに”“なにが”書かれているか5回に分けてしっかりと学んでいただきました。





役立つ情報と話題を現場からお届けします…

● 青年部会 租税教室

日時▶2月25日(土) 場所▶馬込小学校
参加人数▶120名(3クラス合同)



大田区租税教育推進協議会より要請を受け、大森税務署管内の小学校の6年生を対象に租税教室を実施。

青年部会の役員が先生となり、税金の種類や使い道を解説し、税金の大切さを学んでもらいました。



● 女性部会研修会

日時▶2月28日(火) 場所▶法人会館研修室
参加人数▶16名
講師▶1部 大森税務署 宮西 上席
2部 アクセサリーミュージアム 田中 元子氏

大森税務署 宮西上席より「インボイス制度の登録申請」についてお話いただき、その後アクセサリーミュージアムの田中 元子氏を講師に「オリジナルブローチ」を作成いたしました。



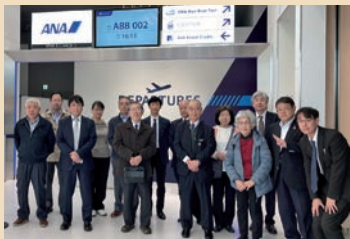


● 源泉部会 施設見学会

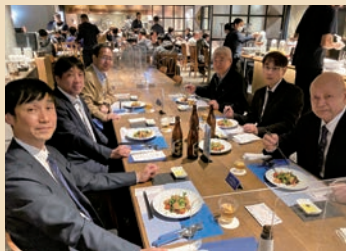
日時▶3月7日(火) 場所▶オリンピックミュージアム→ANAブルーベース
→殿町東急REIホテル(交流会)



オリンピックミュージアムでは、その歴史や、アスリートの身体能力を視覚的に体験することができました。



ANAブルーベースでは実際の機体の一部を訓練用に使うなど大規模な施設に驚きました。



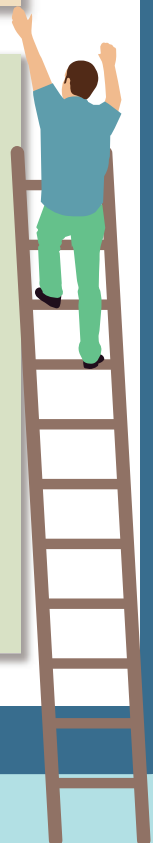
最後に殿町東急REIホテルでは工業地帯の夜景を見ながらおいしい食事をいただき、素敵な交流会となりました。

● 青年部会健康経営セミナー研修会

日時▶3月16日(木) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶13名
講師▶特定非営利活動法人健康経営研究会 宮原 麻衣子 氏



健康経営について多く実例を挙げて解説をいただきました。「無事は名馬」、「人材は資源ではなく資本である」人をコストではなく投資とする考え方を学びました。



TOPICS



FROM **大田区**

遊具が充実！京浜蒲田公園がリニューアルしました

京浜蒲田公園（蒲田四丁目）が全面リニューアル工事を終え、令和5年4月にオープンしました。乳幼児用の遊具や水遊び施設など、子育て中の方々にはうれしい設備が充実。サクラやケヤキなどの樹木もあり、季節の変化を感じられます。

お仕事の合間の休憩に、家族と過ごす休日に、京浜蒲田公園にぜひお越しください。

《アクセス》京浜急行線 京急蒲田駅から徒歩2分



▲京浜蒲田公園
詳細はコチラ



リニューアル後の園内

大田区企画経営部広聴広報課



Government Educational Loans

国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額
350万円以内
お子さま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは
教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～19:00



0570-008656

ハロー コール



日本政策金融公庫



※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合等は、03-5321-8656におかけください。



ジャスト・ワン・ワード



◆新しい年度も始まり、コロナ禍の時とは、違った初夏を迎えています。今年度は、お祭りや町内旅行、大田区の催し物も多くなってきますね。また青年部、女性部、今までできなかった見学会等楽しみにしております。このときに会員を増やすことができればとても嬉しいです。

話は変わりますが、初めてここに文章を寄稿したのは、40歳台だったと思います。今は還暦まじかの58歳になってしまいました。自分が初めて広報に係わったのは、会報が月刊誌の時でした。その次に隔月になり現在は、季刊誌になってしまいました。時の流れは、早いものです。昔勉強した徒然草を思い出しました。しかし再び広報にかかわれとても幸せです。
(広報委員 川崎 亮夫)

◆零細だがメーカーを名乗れる。固定費下げる事に成功。従業員として製造部に10年勤務、営業経て役員。それから20年、売上増えれば固定費が増え、売上下がれば固定費が圧迫、固定費を下げる為設備買う、この繰り返し貯蓄はゼロ。そんな時7人しかいない製造部員が二人辞め募集も来ない。製造責任者が「社長製造経験者でしょ、朝は何時でも来るその分早く帰らせて」シフト勤務の始まり。作業者が予定立てるのは無理があった。受注、仕入れ、出荷、販売、全般見て製造予定を立て、新人は必要なかった。固定費下がれば利益が増える。造る事が出来る、足りないのは設備でも売上でもなく、作る事、作れる事へ30年感謝が無かったんだと思った。
(広報委員 保坂 浩一)

今回も
全問正解
ですよネ



税金クイズの答え



- A ①蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐用性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型LEDランプ）は、照明設備（建物付属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物付属設備としての価値等が高まったとまでは言えないと考えられますので、修繕費として処理するのが相当です（蛍光灯のみを変えた場合です）。
- B ②3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引金額の合計（切符3枚購入なら3枚の購入金額の合計）が3万円未満かどうかで判定します。切符1枚等、1商品ごとや、月まとめ等の金額では判定しません。
- C ①自由に記念品とする品物を選択できるとすれば、それは使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと認められますから、非課税として取り扱っている永年勤続者の記念品には該当せず、源泉所得税の課税の対象となります。
- D ①清涼飲料税の対象となる清涼飲料水は、「炭酸ガスを含んでいること」が条件でしたので、サイダーなどの炭酸飲料だけが対象となっていました。オレンジジュース（果実汁）、レモネード（果実糖飲料）などの清涼飲料水は非課税でしたが、それらに炭酸ガスを加えて発泡させた炭酸飲料は課税対象になりました。



企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	II 貸借関係 (資産科目)			
		貸	借	借	借
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払い、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決算日、決算半段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のカバランス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もありました。点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先 公益社団法人大森法人会 電話番号 03-3751-4484 URL https://www.tohoren.or.jp/oomori/

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 東法連特定退職金共済会 財団法人 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階 TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642 https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/ 企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965